

○奈良県警察職員懲戒等取扱規程（昭和29年9月13日本部訓令第18号）

[沿革] 昭和35年12月本部訓令第16号、40年7月第6号、44年3月第6号、45年3月第2号、48年11月第27号、58年4月第5号、59年1月第2号、12月第11号、62年3月第8号、平成4年5月第15号、12年11月第24号、17年3月第11号、25年11月第20号、28年3月第11号改正

（目的）

第1条 この訓令は、奈良県警察職員の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月奈良県条例第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めること並びに訓戒及び注意の手續について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する奈良県警察の職員をいう。

2 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

3 この訓令において「所属長」とは、奈良県警察本部（以下「本部」という。）の部長、課長、所長、隊長及び学校長並びに警察署長をいう。

（規律違反）

第3条 職員が地方公務員法第29条第1項各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。

（規律違反の申立）

第4条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、本部長に申し立てることができる。

（職員の責務）

第4条の2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員（次条に規定する監督者及び第5条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 所属長又は首席監察官

(2) その他の職員 首席監察官

（監督者の責務）

第4条の3 監督する職員に規律違反があると認める監督者（所属長を除く。）は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第5条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、様式第1号により、直ちにそ

の旨を首席監察官に報告しなければならない。

(監察事務の担当者の責務)

第6条 監察事務の担当者は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、様式第1号の2の申立書に次の各号に掲げる証拠及び様式第2号の身上調査書を添えて、本部長に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又は始末書（本人が供述又は始末書の提出を拒んだ場合にあっては、事実調査書）
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類
- (4) その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第7条 本部長の要求に基づき職員の規律違反の事実を審査するため、本部に懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長および6人の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、本部長とする。
- 3 委員は、部長又は課長およびこれと同等以上の職員のうちから、それぞれ委員長が指名する者をもってあてる。
- 4 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記)

第9条 委員会に、3人以内の書記を置く。

- 2 書記は、懲戒に関する事務をつかさどる課に勤務する職員のうちから、それぞれ委員長が指名する者をもってあてる。
- 3 書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

(審査の要求等)

第10条 本部長は、第4条又は第6条第1項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対して懲戒処分を必要とすると認めるときは、様式第3号の懲戒審査要求書に証拠を添えて、直ちに委員会に該当事案の審査を要求するものとする。

- 2 前項の要求を受けた委員会の委員長は、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）に様式第3号の2の懲戒審査通知書により通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合、又は第13条の規定に基づく口頭審査の省

略の場合については、この限りでない。

3 前項の通知を受けた被申立者は、第12条に規定する口頭審査を要求するかどうかをすみやかに当該委員会の委員長に回答しなければならない。この場合において、口頭審査を要求するときは、様式第4号の口頭審査要求書によるものとする。

4 被申立者が第2項の懲戒審査通知を受けた日から5日以内に、口頭審査を要求する旨の申出をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

(勤務に関する指示等)

第11条 本部長は、規律違反の事案の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立の調査および審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、および被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品または貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第12条 委員長は、本部長から審査の要求があったときは、すみやかに委員会の審査を行なうものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求があった日から7日間は、委員会の審査を行なうことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合、または委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の審査は、委員長および委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(口頭審査の省略)

第13条 委員長は、審査に付された事案の内容が明白で、その処理について特に緊急を要すると認める場合には、第12条第1項ただし書および第2項ただし書の規定にかかわらず、口頭審査を省略することができる。

(除斥)

第14条 委員長および委員は、自己またはその親族に関する事件の審査に参加することができない。

(口頭審査手続)

第15条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、すみやかに委員会における審査の期日および場所を通知するとともに、申立書の写を送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席したうえで行なうものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき、または再度の呼び出しにも応じないときは、この

限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭または証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員会の審査の期日3日前までに委員長に対し、様式第5号により、被申立者の側の証人の呼出を要求し、または必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない

(委員会の勧告)

第16条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から様式第6号により本部長に勧告するものとする。

(懲戒処分書等の交付)

第17条 懲戒処分は、当該職員に対し、様式第7号の懲戒処分書及び様式第7号の2の処分説明書を交付して行うものとする。

(訓戒)

第18条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、訓戒を行い、又は所属長にこれを行わせることができる。

2 訓戒は、当該職員に対し、様式第8号の訓戒書を交付して行うものとする。

(注意)

第19条 本部長は、被申立者の規律違反が特に軽微なものであって、これに対し懲戒処分又は訓戒を要しないと認めるときは、注意を行い、又は所属長にこれを行わせることができる。

2 注意は、当該職員に対し、様式第9号の注意書を交付して行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和29年9月13日から施行する。

附 則 (昭和40年7月22日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和40年7月22日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月27日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月5日本部訓令第27号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

(経過規定)

2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年1月12日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和59年1月12日から施行する。

附 則 (昭和59年12月6日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (昭和62年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月18日本部訓令第15号)

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 (平成12年11月24日本部訓令第24号)

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月1日本部訓令第20号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

(奈良県警察処務規程の一部改正)

2 奈良県警察処務規程(昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(様式省略)